

2023年度商社環境月間環境セミナー

日本貿易会では、6月16日、日経ESGシニアエディター兼東北大学グリーン未来創造機構/大学院生命科学研究科教授の藤田 香 (ふじた かおり) 氏を講師に迎え、「生物多様性と商社の果たすべき役割」と題してご講演いただきました。

本セミナーは、2008年5月の北海道洞爺湖サミット開催を機に設定した「商社環境月間」(6月)における環境セミナーの一環として開催したものであり、以下にて要旨をご紹介します。



講師：藤田 香氏

I. 生物多様性とは

- ・世界経済フォーラムのグローバルリスクの短期・長期的な重要度ランキングにおいて、今後10年間に起こりうる影響の第4位に「生物多様性の喪失や生態系の崩壊」が挙げられている。
- ・世界の森林は、減少傾向にあり、2015-2020年の森林の年平均減少面積は約1,000万haである(参考：日本の全森林面積は2,500万ha)。
- ・特に熱帯林が減少し、主な要因は農業生産活動であり、日本は木材の約30%、大豆の約16%、パーム油の99%を南米、東南アジアの熱帯地域から輸入しているため無関係ではない。
- ・さらに、森林は動物由来の病原菌(人獣共通感染症)のリスクを低減する緩衝材となっており、コロナ禍が森林の重要性をより明確にした。

- ・世界の水産資源の35%が乱獲されている。

II. 世界の潮流

- ・1992年に国連の二つの環境条約(気候変動枠組み条約、生物多様性条約)が、地球サミットで採択されて以降、条約締約国会議(COP)が、気候変動は毎年、生物多様性は2年に1度開催されている。
- ・生物多様性条約の目的は、①生物多様性の保全、②生物多様性の持続可能な利用、③遺伝資源へのアクセスと公正な利益配分である。
- ・日本も名古屋議定書(遺伝資源^(注)へのアクセスと公正な利益配分に関する国際ルール)を2017年に締結した。

(注) 遺伝資源…医薬品や食品の開発につながる動植物や微生物

- ・生物多様性の経済的な損失を報じた報告書が続々と登場した。

世界経済フォーラムの報告書(2020年)、



ダスグプタ報告書（2021年2月）

- ・「2030年自然協約（2021年6月に英国で開催されたG7サミットにおいて、コミュニケの付属文書として合意された）」は主に以下の内容である。
 - ・2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させ、「ネイチャー・ポジティブ^(注)」にする。
 - ・「ネイチャー・ポジティブ」に向けて、この先の10年間で(1)移行、(2)投資、(3)保全、(4)説明責任の四つを主要な柱とする行動を取ることに
 - (1)移行：森林減少やプラスチック海洋汚染への対処等、自然資源の持続可能で合法的な利用への移行
 - (2)投資：自然資本への投資やTNFDに期待
 - (3)保全：世界の陸地と海洋の30%を保全、OECM^(注)活用
 - (4)説明責任：透明性ある評価基準や指標を使った報告
- (注) OECM…Other Effective area-based Conservation Measuresの略で、企業が管理する緑地や社寺林など「民間と連携した自然環境保全」の地域
- 本業と絡めてOECM認定を受けて後述の「30by30」に貢献することで、投資家に訴求しやすくなる。
- ・「気候変動対策」と「生物多様性保全」を統合した世界的な行動を取る。
 - ・「ネイチャー・ポジティブ」という世界的な目標行動に資金が流れる仕組みをつくるのがTNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）である。

(注) ネイチャー・ポジティブ…生物多様性の損失を止めてプラスに転じること

Ⅲ.COP15（国連生物多様性条約第15回締約国会議）で何が決まったか

- ・2022年12月、カナダのモントリオールでCOP15が開催され、昆明・モントリオール生物多様性枠組において、2030年までの生物多様性に関する世界目標（23の目標）を採択。

（主な目標）

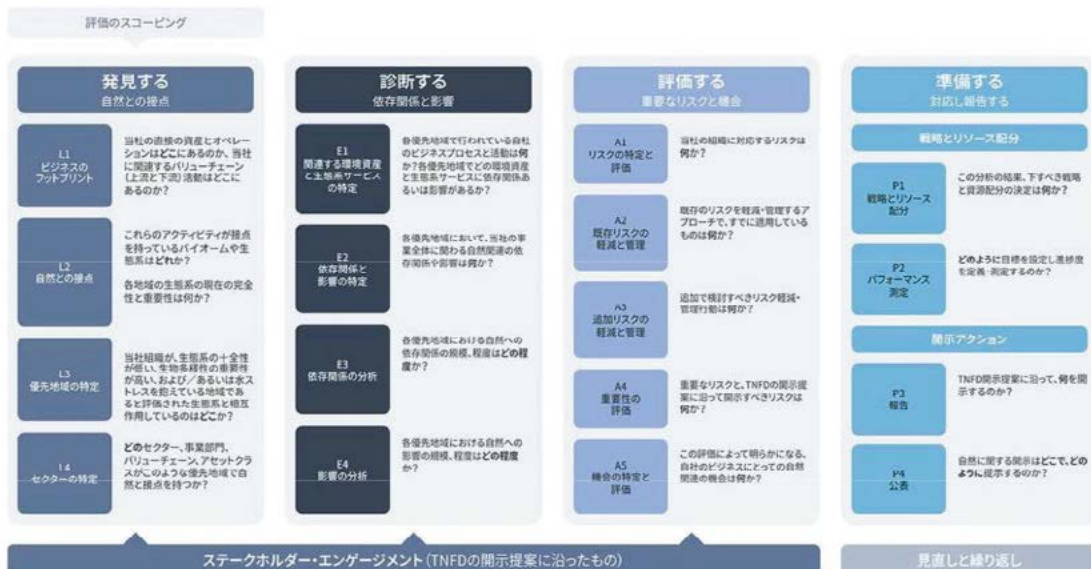
- ・陸域、内水域、海域の30%保全（30by30）、保護区以外「OECM」も対象（目標3）
- ・肥料や農薬のリスクの半減（目標7）
- ・自然への依存や影響、リスクを評価して情報開示（目標15）
- ・遺伝資源に関するデジタル塩基配列情報（DSI）への利益配分、多国間メカニズムづくり
- ・気候変動や資源循環との連携、NbS^(注)、プラスチック汚染削減（目標7）
- ・先住民の権利やジェンダー平等などの人権配慮（目標22、23）

(注) NbS…Nature-based Solutionsの略で、自然を基盤とした解決策

Ⅳ.企業の取り組みと商社の役割

- ・企業の取り組みには、主に4タイプがある。
- ①サプライチェーンのモニタリングやリスク管理
- ②自然を増やし、気候変動対策との両立を図る
- ③生物多様性のデータ収集と利活用（見える化、定量化、トレーサビリティで価値向上）

LEAPアプローチを使うことを推奨



自然との接点を発見 (Locate) 依存と影響を診断 (Evaluate) リスクと機会を評価 (Assess) 開示への対応を準備 (Prepare)

48

<https://project.nikkeibp.co.jp/ESG/atcl/column/00005/041400187?P=3>

Copyright 日経ESG/東北大学 藤田

・東北大・環境DNA観測網「ANEMONE」を支援するコンソーシアム（環境DNA技術で、生物多様性のビッグデータが獲得可能に）

④情報開示に備える・試験的に実施する（自然の情報開示の取り組み）

→リスク管理と機会の創出、情報開示が求められる。

・ケリング社は、バリューチェーンの自然の負荷を定量評価（環境損益計算）

・TNFD枠組みβ版（LEAPアプローチを使うことを推奨）

・商社が取り組むには、
・できることから実施する

・「ENCORE」^(注) や「SBTN」^(注) のツールを使い、依存と影響をみる

(注) ENCORE…投融資先企業が自然資本に与える機会やリスクを金融機関が評価する際に使用するツール

(注) SBTN…Science Based Targets イニシアチブ（以下、SBTi）の活動に基づいた枠組み。SBTNの枠組みでは、科学に基づいた目標を設定する対象が、温室効果ガス等の影響にとどまらず、気候を含む“自然”に対する影響や依存にまで拡大された

・食品、消費財などから始める

・トレーサビリティ確保に、IoTや環境DNAなどによるビッグデータを活用する

・機会も意識する（上記の表を見ながら）、リスクと機会を開示するのがTNFDである

・国際的なトレンドを参考にして目標値などを定める